

○今回の指定に係わる山梨県屋外広告物条例等における位置づけ

①景観保全型広告規制地区の指定について

※山梨県屋外広告物条例(一部抜粋)

(広告物活用地区)

第七条の二 知事は、市町村長との協議により、許可地域のうち、活力ある地域を維持増進する上で広告物が重要な役割を果たしていると認める区域を広告物活用地区として指定し、前条第4項の基準を緩和することができる。

2 知事は、広告物活用地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、指定する区域の図面及び緩和する基準を記載した書面を公告の日から二週間公衆の縦覧に供するものとする。

3 前項の規定による公告があったときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定する区域の図面及び緩和する基準を記載した書面について、知事に意見書を提出することができる。

4 知事は、山梨県景観条例(平成二年山梨県条例第二十四号)第二十一条第1項の山梨県景観審議会(以下この項、第七条の四第1項及び第四十二条において「景観審議会」という。)の意見を聴いて、広告物活用地区の指定をするものとする。この場合において、知事は、前項の規定により提出された意見書の要旨を景観審議会に提出しなければならない。

(略)

(景観保全型広告規制地区)

第七条の三 知事は、市町村長との協議により、許可地域のうち、広告物等の表示又は設置に当たり、良好な景観を保全することが特に必要であると認める区域を景観保全型広告規制地区として指定し、第七条第4項の基準を強化することができる。

2 知事は、関係市町村長との協議により、景観保全型広告規制地区の指定の変更(前項の規定による第七条第四項の基準の変更を含む。次項において同じ。)又は廃止をすることができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、景観保全型広告規制地区の指定又はその指定の変更若しくは廃止について準用する。この場合において、前条第2項及び第3項中「緩和する基準」とあるのは、「強化する基準」と読み替えるものとする。

(告示)

第八条 第六条第1項第一号、第二号、第六号、第七号、第八号、第十一号、第十二号及び第十四号、第七条第1項第三号、第九号及び第十号、第七条の二第1項及び第五項並びに第七条の三第1項及び第2項の規定による指定又はその変更若しくは廃止は、その旨を告示することによってその効力を生ずる。

※第七条第四項の基準は、許可地域における許可基準のこと

②経過措置について

※山梨県屋外広告物条例(一部抜粋)

(経過措置)

第十条の二 広告物活用地区の指定が変更された際現に当該広告物活用地区に適法に表示され、又は設置されている広告物等で、当該変更により第七条第四項の基準に適合しないこととなったものについては、なお従前の例による。

2 広告物活用地区の指定が廃止された際現に当該広告物活用地区に適法に表示され、又は設置されている広告物等で、当該廃止により第七条第四項の基準に適合しないこととなったものについては、なお従前の例による。

3 景観保全型広告規制地区に指定された際現に許可地域に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、なお従前の例による。

(略)

③適用除外基準について

※山梨県屋外広告物条例(一部抜粋)

(適用除外)

第九条 次に掲げる広告物等については、第五条から第七条までの規定は、適用しない。

- 一 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)その他の法令の定めるところにより行う選挙運動のために表示し、又は設置するもの
- 二 他の法令の規定に基づいて表示し、又は設置するものでその規格又は場所が定められているもの
- 三 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもの
- 四 国又は地方公共団体が、公益目的のために表示し、又は設置するもの
- 五 公益上必要な物件に寄贈者名等を表示する広告物

2 次に掲げる広告物等については、第五条(第1項第二号及び第五号を除く。)、第六条及び第七条の規定は、適用しない。

- 一 冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に表示し、又は設置するもの
- 二 集会、行事、催し物等のため又は政治活動その他の収益を目的としない活動のために七日以内の期間を限って表示し、又は設置するもの

3 自己の氏名、名称、住所若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物等で次に掲げるものについては、第六条及び第七条の規定は、適用しない。

- 一 自己の管理する住宅又は事業場の敷地内に表示し、又は設置するもの
- 二 自己の管理する車両、船舶等に表示し、又は設置するもの

4 車両、船舶等に表示し、又は設置する広告物等で第七条第1項の許可を受けたものについては、第六条の規定は、適用しない。

5 道標又は案内図(目的地に誘導するための広告物等に限る。)については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第六条の規定は、適用しない。

6 第七条第3項から第6項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項で定める許可地域の区分」とあるのは、「前条第2項で定める禁止地域の区分」と読み替えるものとする。

7 第1項第三号及び第五号、第2項第二号並びに第3項第一号及び第二号に掲げる広告物等は、第六条第2項で定める禁止地域の区分又は第七条第2項で定める許可地域の区分に応じ、広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法について規則で定める基準に適合したものでなければならない。

8 政治資金規正法(昭和三十二年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置する貼紙、貼札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第七条の規定は、適用しない。

※山梨県屋外広告物条例施行規則(一部抜粋)

(適用除外の広告物等の基準)

第十条 条例第九条第6項(条例第十二条第2項において準用する場合を含む。)において準用する条例第七条第4項の規則で定める基準は、別表第二のとおりとする。

2 条例第九条第7項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 次号に掲げる区域以外の区域 別表第三
- 二 条例第七条の三第1項の規定により景観保全型広告規制地区に指定された区域 当該指定された区域ごとに別に知事が定める。

④地区ごとに統一的な基準にすることについて、西関東連絡道路の供用に伴う屋外広告物規制地域の一部変更について

※山梨県屋外広告物条例(一部抜粋)

(禁止地域)

第六条 次に掲げる地域又は場所(以下「禁止地域」という。)においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(略)

十二 道路、鉄道、軌道及び索道の用地(以下「道路等の用地」という。)並びに道路等の用地の両側千メートル以内の地域のうち、道路等の用地から展望できる範囲の地域で、知事が指定するもの

(略)

※山梨県屋外広告物条例施行規則(一部抜粋)

第四条 条例第六条第二項の規則で定める禁止地域の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる地域又は場所とする。

一 第一種禁止地域 次に掲げる地域又は場所

(略)

二 第二種禁止地域 次に掲げる地域又は場所(前号に掲げる地域又は場所を除く。)

(略)

へ 条例第六条第一項第十二号に掲げる地域

(略)

※山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定

一 禁止地域

(一) 条例第六条第一項第二号の規定により指定する地域は、同号の建造物のある敷地とする。

(二) 条例第六条第一項第八号の規定により指定する地域は、同号の建造物のある敷地とする。

(三) 条例第六条第一項第十二号の規定により指定する地域は、次のとおりとする。

1～4 略

5 一般国道百三十九号のうち南都留郡鳴沢村大字前丸尾八、五三一番の一地先から国道百三十七号の起点までの区間の用地及びその用地の富士山側千メートル以内の地域。ただし、平成二十六年山梨県告示第二百七十四号において景観保全型広告規制地区として指定された横町バイパス地区の区域を除く。

(略)

6～14 略

15 一般国道百四十号のうち山梨市北字南片瀬二千二百二十七番二地先から甲府市桜井町字天神七百十六番の三地先までの区間の用地及びその用地の両側二百メートル以内の地域

16～18 略

(略)